

— 高知市販路拡大サポート事業費補助金 —

見本市への
出展等

全国紙への
広告掲載

コンテストの
申込等

を応援します

補助金

最大

40

万円

補助率
1/2

- ※対面見本市(国内)・旅費(海外)は上限 30 万円、旅費(国内)は 10 万円
- ※コンテスト・セミナー・栄養成分検査は上限 5 万円
- ※広告掲載は上限 20 万円

今年度は
海外見本市出展時の
旅費を増額！

募集

令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 2 月 28 日

※予算がなくなり次第、終了



高知市

商業振興・外商支援課
販路拡大推進室

(088) 823-9375
kc-151700@city.kochi.lg.jp



詳しくは裏面へ！

令和6年度 高知市販路拡大サポート事業費補助金

見本市（展示会）への出展や外商促進のための**コンテスト申込**や**セミナー受講**、**栄養成分検査等**、**広告掲載**など、積極的に取引先開拓を行う中小企業の皆様に応援します。

■補助対象事業者

中小企業者であって、高知市内に、法人の場合は主たる事務所及び本社その他これに類するものを有していること。個人にあつては主たる事務所を有し、かつ、住民票に記録されていること。

【以下のいずれかに該当する場合は、補助金の対象になりません】

- ・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号いずれにも該当すると認められるとき
- ・高知市税を滞納しているとき
- ・広告掲載代行業を行うもの（広告掲載事業に限る）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等を営むものと認められるとき（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む）
- ・みなし大企業
- ・政治的活動又は宗教的団体に係る事業を行う者
- ・その他、市長が適当でないとする者

■申請期間・補助対象期間

【申請期間】

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金) ※予算がなくなり次第終了

【補助対象期間】

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※この期間内に、補助対象である見本市が開催（広告掲載事業の場合は発行）され、かつ経費が支払われる必要があります。また、コンテストについてはこの期間内に、全ての審査行程・結果発表が終了する必要があります。

■補助対象事業

「**自社開発商品**」（無形のものは工法・構法及びソフトウェアに限る）の販路拡大を目的に実施する以下の事業が対象です。各事業それぞれでの申請が可能です。

●見本市出展事業

県外や海外において開催される「見本市」（対面・オンライン）に出展する際の小間料や旅費等、必要な経費の一部を補助します。



●外商促進事業

外商促進を目的としたコンテスト申込、セミナー受講、商談相手に応じた栄養成分検査等に係る経費の一部を補助します。



●広告掲載事業

全国的な新聞・雑誌媒体への広告掲載に必要な経費の一部を補助します



■補助対象経費・補助上限等

各事業とも補助率は2分の1です。

なお、他の公共団体の補助金等（全国旅行支援を含む）の交付決定を受けた経費は対象となりません。

補助対象事業	補助対象経費	補助上限等
見本市出展事業	①対面見本市 小間料，小間装飾料，備品借上料，電気水道使用料，製品運搬料など	合算40万円を限度とする。 ※【海外見本市】1出展あたり20万円を限度とする。 ※【国内見本市】1出展あたり15万円を限度とする。 ※ただし、他の公共団体などを通じて国内見本市に出展する場合、1回あたり5万円を限度とする。 ※見本市2回まで申請可。
	②オンライン見本市 小間料（見本市登録料，ページ掲載料，商談機能使用料など），小間装飾料（動画等のコンテンツ作成費用，コンテンツ掲載料など）	10万円を限度とする。 ※ただし、他の公共団体などを通じて出展する場合、1回あたり2万5千円を限度とする。 ※見本市1回まで申請可。
	③旅費 対面見本市出展時の交通費，宿泊費（申請者本人，もしくは直接雇用する従業員に係る経費）	合算30万円を限度とする。 ※【海外見本市】1出展あたり15万円を限度とし，2名分（1名あたり上限7万5千円）まで対象。 ※【国内見本市】1出展あたり5万円を限度とし，2名分（1名あたり上限2万5千円）まで対象。 ※見本市2回まで申請可。
外商促進事業	①コンテスト申込料	5万円を限度とする。 ※1回1商品まで申請可。
	②セミナー受講料	5万円を限度とする。 ※上限の範囲内であれば，複数人の受講料を対象とする。1回1セミナーまで申請可。
	③栄養成分検査料等	5万円を限度とする。 ※上限の範囲内であれば，複数の商品の検査料を対象とする。1回まで申請可。
広告掲載事業	①紙媒体 広告掲載料（全国的に販売されている紙媒体への広告掲載に係る経費）	20万円を限度とする。 ※対象となる広告掲載は1つに限る。

申請・お問合せ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 第二庁舎2階
高知市役所 商工観光部 商業振興・外商支援課 販路拡大推進室
TEL 088-823-9375 FAX 088-823-4024
E-mail kc-151700@city.kochi.lg.jp

申請方法

申請期間に，高知市商業振興・外商支援課のホームページ（下記URL）から様式をダウンロードし，添付書類とともに提出してください。

HP：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/support2024.html>

step 1



申請

ホームページから様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。



- 交付申請書
- 事業計画書及び事業内容
- 自社開発商品のカタログ、パンフレット、規格書等
- 申請額の算定根拠がわかる資料
- 納税証明書（官公庁提出用）
 - ※高知市役所本庁舎 2 階 資産税課税務証明係でのみ発行可。
 - ※申請日以前 3 か月以内のもの。複写可。



申請を受理後、2 週間を目安に「交付決定通知」を送付します。

- の様式はホームページからダウンロードしてください。
- の資料はご自身で用意してください。

step 2



事業実施

交付決定通知書が届いてから事業を開始してください。

※交付決定前に実施した事業は補助対象外です。

step 3



実績報告

事業の実施後、所定の様式で実施報告。様式を上記二次元コードからダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 事業実施報告書
- 支払完了金額根拠資料（領収証などの写し）



実績報告書を受理後、2 週間を目安に「補助金額確定通知」を送付します。

step 4



請求

「補助金額確定通知」を受け取った後、様式を上記二次元コードからダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。

- 請求書
- □座届出書



不備のない請求書を受理後、1 か月以内に補助金を支払います。

step 5



効果報告

事業が完了した 3 か月後と 6 か月後に所定の様式で事業効果を報告。様式を上記二次元コードからダウンロードし、提出してください。

- 事業効果報告書

■ 書類はメール・郵送・持参のいずれかで商業振興・外商支援課に提出してください。

■ 申請する事業によって、提出が必要な書類が異なります。詳しくは、ホームページの「補助事業実施の手引き」をご確認ください。